

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定申請(届出)



運用の変更について 【令和7年1月1日～】



1 「受理証明願」の廃止

○ 「受理証明願」とは

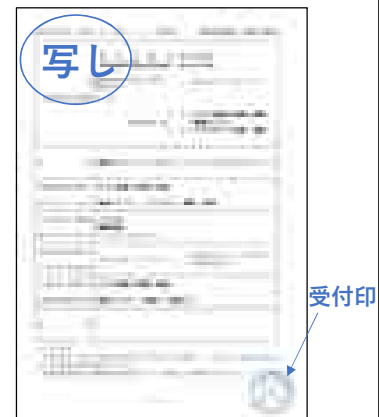
公安委員会(交企課長)に緊急自動車等の指定申請又は届出をしたことの証明を願い出る書面
⇒廃止



【廃止する受理証明願】

○ 廃止後の受理証明の取扱い

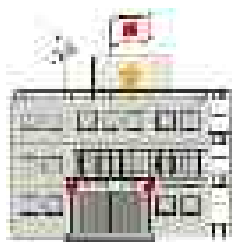
警察署等において、公安委員会への指定申請(届出)書に、受付印を押印した写しの交付をもって受理証明に代えることとします。



【指定申請(届出)書に、受付印を押印した写し】

2 受付窓口の拡大

警察署だけでなく、警察本部(交通企画課)においても、緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定申請・届出の受付等を行います。



警察署(交通課)



警察本部(交通企画課)

群馬県警察本部交通部交通企画課